

## 中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン

2019年5月28日  
2023年1月25日改正  
公益社団法人リース事業協会

### はじめに

未来投資戦略2018（2018年6月15日閣議決定）において、中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化の一環として、「中小企業向けリース契約における経営者保証の実態について、本年度中（補注：2018年度）に調査を実施する。当該調査結果を踏まえ、同契約時の経営者保証に係るガイドラインの策定や業界の取組状況の「見える化」等を検討する。」ことが盛り込まれた。

当協会は、未来投資戦略2018を受けて、中小企業向けのリース契約の経営者保証の実態等を調査するとともに、「中小企業向けのリース契約の保証等に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、公正な第三者である学識経験者等の参画を得て、「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、公表することとした。

リース取引は、中小企業・小規模事業者にとって重要な設備投資方法として位置づけられているなか、当協会の会員会社（以下、「会員会社」という。）は、このガイドラインによる取組を通じて、中小企業・小規模事業者向けのリース契約に係る不必要な経営者保証の更なる削減を目指し、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた設備投資に更に貢献することが期待される。

ガイドラインは、「経営者保証に関するガイドライン」（2013年12月 経営者保証に関するガイドライン研究会<sup>※</sup>、以下「経営者保証ガイドライン」という。）を参考としつつ、中小企業向けのリース契約に係る保証の実態を前提として策定したものである。今後、経済環境等の変化により、これらの実態に変化があれば、ガイドラインを見直すことになる。

### 〈ガイドライン策定の前提〉

- 中小企業向けリース契約に係る保証の実態は以下のとおりである。
  - ① 経営者保証を取得しない比率は7割弱である。
  - ② 経営者保証を取得するケースは、顧客の信用度が低いケース及び迅速な契約を希望される「小口リース契約」において、リース会社が信用情報会社等から情報を入手できないケースである。
  - ③ 経営者以外の第三者から個人保証を取得することがほとんどない。
  - ④ 保証債務を整理する局面において、リース会社が主導的な役割を果たすことはほとんどない。

### 2023年1月25日改正の趣旨

2022年3月、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」（経営者保証に関するガイドライン研究会）が公表され、「廃業時における保証債務の整理においては、リース契約に係る保証契約を締結したリース債権者はガイドラインの対象債権者になり得るため、保証債務の整理に関する協議を求められた場合には、ガイドラインの対象債権者として参加することが強く求められる。」ことが示された。

当協会として、この要請を真摯に受け止め、主たる債務者の事業再生等の実効性の向上に資するとともに、保証人が新たなスタートに早期に着手できる社会の構築に貢献するため、ガイドラインにおいて、会員会社は個人保証人の破産の回避に向けた対応をする趣旨を盛り込むこととし、6. 保証債務の整理の項を改正した。

<sup>※</sup> 日本商工会議所と（一社）全国銀行協会を事務局とし、学識経験者、弁護士、中小企業関係団体、金融機関関係団体等により構成されている。

## 1. ガイドラインの目的

ガイドラインは、当協会が、中小企業・小規模事業者向けのリース契約締結時における経営者保証の削減を目指すために、公正な第三者である有識者が加わった検討会において、関係省庁並びに中小企業・小規模事業者の関係団体（以下、「関係団体」という。）の助言を受けて策定したものである。

会員会社は、ガイドラインによる取組を通じて、経営者保証の削減を目指すとともに、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた設備投資に貢献し、もって我が国経済の発展に資することを目的とする。

## 2. ガイドラインの位置づけと関係者の役割

ガイドラインは、当協会が自主的に制定するものであり、法的拘束力はないが、会員会社は、ガイドラインを自発的に尊重し遵守することが期待される。

当協会は、会員会社に対するガイドラインの周知徹底、会員会社におけるガイドラインの活用状況の調査（年1回）、ガイドライン及びその活用状況の調査結果を広報する。

当協会は、関係省庁及び関係団体に対して、ガイドラインの策定及びその活用状況に対して助言を求めるとともに、当協会が行うガイドラインの広報活動に協力を求めるものとする。

## 3. ガイドラインの適用対象となり得る保証契約

「経営者保証ガイドライン」に準じて、以下の1) から4) までの要件を全て充足するものとする。

- 1) 中小企業・小規模事業者と会員会社の間で締結するリース契約（ファイナンス・リース契約及びオペレーティング・リース契約を意味する。以下同じ。）に係る保証契約であること。
- 2) 当該保証契約の保証人が個人であり、かつ、中小企業・小規模事業者の経営者であること。  
ただし、以下に定める特別の事情がある場合又はこれに準じる場合については、このガイドラインの適用対象に含める。
  - ①実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者の配偶者（当該経営者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が保証人となる場合
  - ②経営者の健康上の理由のため、事業承継予定者が保証人となる場合
- 3) 中小企業・小規模事業者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、会員会社の請求に応じ、それぞれの財産状況等（負債の状況を含む。）について適時適切に開示していること
- 4) 主たる債務者及び保証人が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと

#### 4. 経営者保証の更なる削減に向けた取組

##### (1) 一般リース契約 (注) 小口リース契約以外のリース契約を意味する。

会員会社は、中小企業・小規模事業者向けのリース契約に係る不必要な経営者保証の削減に向けた取組として、以下の対応に努める。

1) 法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている中小企業・小規模事業者がリース契約の申込をした場合において、以下の①から④までの要件を将来に亘って充足すると見込まれるときは、当該中小企業・小規模事業者の経営状況、リース料の回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性について、当該中小企業・小規模事業者の意向も踏まえた上で、検討する。

①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。

②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。

③法人のみの資産・収益力でリース料返済が可能と判断し得る。

④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。

2) 経営者保証を取得する場合は、リース契約及び保証契約を締結する際に、以下の点について、中小企業・小規模事業者及び保証人に対して、できる限り、丁寧かつ具体的に説明する。

①保証契約の必要性

②経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があること

3) 中小企業・小規模事業者及び保証人から保証契約の締結に際して保証金額の減額に関する要請があった場合は、この要請を検討する。

##### (2) 小口リース契約 (注) 中小企業・小規模事業者及び保証人と非対面かつ売主経由でリース契約の申込が行われるもの

小口リース契約においては、経営者保証を取得することにより、取引の迅速性が確保されることを踏まえ、法制委員会が定める一定の条件を付した上で、小口リース契約に上記(1)を適用する。

小口リース契約の申込に際して、中小企業・小規模事業者から経営者保証を提供しない旨の意思が示された場合は、それに従い審査を行う。当該中小企業・小規模事業者に対して経営者保証の必要性を説明した後においても、当該中小企業・小規模事業者が経営者保証を提供しないことを希望した場合は、その希望を受けて審査を行う。

## 5. 既存のリース契約に係る保証契約

既存のリース契約に係る保証契約について、中小企業・小規模事業者において経営の改善が図られたこと等により、当該中小企業・小規模事業者及び保証人から既存の保証契約の解除等の申入れがあった場合は、会員会社は、申入れの内容に応じて、改めて、経営者保証の必要性について、真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について当該中小企業・小規模事業者及び保証人に対して丁寧かつ具体的に説明することに努める。

事業承継が生じた場合、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、後継者との間で保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について当該中小企業・小規模事業者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明することに努める。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か等を総合的に勘案しつつ、保証契約の解除について適切に判断する。

## 6. 保証債務の整理

保証債務の整理（保証債務の全部又は一部の免除等をいう。以下同じ。）に際しては、中小企業・小規模事業者及び保証人からリース契約の保証に関する要望がある場合は、会員会社は、個人保証人の破産の回避に向けた対応として、当該保証人が以下の全ての要件を充足する場合において、その意向を真摯に検討の上、「経営者保証ガイドライン」の対象債権者として、保証債務の整理に誠実に対応する。

- 1) 会員会社と保証人との間の保証契約が第3項の全ての要件を充足すること
- 2) 主たる債務者が破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続の開始申立て又は利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続（中小企業活性化協議会による再生支援スキーム、事業再生ADR、私的整理に関するガイドライン若しくは中小企業の事業再生等に関するガイドラインに従った私的整理手続、特定調停等をいう。）の申立てを「経営者保証ガイドライン」の利用と同時に現に行い、又は、これらの手続が係属し、若しくは既に終結していること
- 3) 主たる債務者の資産及び債務並びに保証人の資産及び保証債務の状況を総合的に考慮して、主たる債務及び保証債務の破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、会員会社にとっても経済的な合理性が期待できること
- 4) 保証人に破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないこと

また、他の債権者から保証債務の整理に関する協議を求められた場合は、「経営者保証ガイドライン」の対象債権者として誠実に協力する。

（注）会員会社が「経営者保証ガイドライン」の対象債権者となった場合は、「経営者保証ガイドライン」の7.保証債務の整理及び8. その他（3）から（5）までに即した対応が求められることに留意する。

## 7. 適用時期等

ガイドラインは、2020年1月1日から適用し、会員会社のガイドラインの活用状況の調査は、2019年度分から実施する。

ガイドラインの改正（2023年1月25日）は、2023年4月1日から適用する。

ガイドラインの改正は、関係者の意見を聴取したうえで、法制委員会で審議し、理事会の決議を経て行うものとする。また、ガイドラインの運用に関するQ&A等の詳細は、法制委員会が別に定める。

以上

**中小企業向けのリース契約の保証等に関する検討会**  
**委員・オブザーバー名簿**  
(2023年1月25日現在)

委員 山田 周一 法制委員会委員長 (芙蓉総合リース グループ 法務コンプライアンス部本社審議役)

委員 加藤 健 法制委員会副委員長 (オリックス 営業法務部担当部長)

委員 高橋 佳靖 法制委員会副委員長 (JA 三井リース 執行役員法務部長兼海外法務室長)

委員 東 義之 法制委員会副委員長 (三井住友ファイナンス&リース 法務部長)

委員 高橋 堅之 法制委員会副委員長 (三菱HCキャピタル 法務コンプライアンス部長)

臨時委員 鵜飼 信一 早稲田大学商学学術院 名誉教授

臨時委員 有吉 尚哉 西村あさひ法律事務所 弁護士

オブザーバー 経済産業省消費経済企画室

中小企業庁金融課

日本商工会議所 佐々木 浩 中小企業振興部主任調査役

全国商工会連合会 小暮 亮 産業政策部産業政策課長

全国中小企業団体中央会 今村 哲也 政策推進部副部長

全国商店街振興組合連合会 長島 克臣 企画支援部次長

日本自動車リース協会連合会 田部 和裕 副事務局長

## 参考資料 1：中小企業向けのリース契約の経営者保証の実態調査結果（ガイドライン制定前）

■ 調査対象：会員会社 239 社（うち回答会社数 218 社 回答率 91%）

■ 調査期間：2018 年 8 月～9 月

	2017 年度の新規リース契約件数		
		小口以外	小口
① 経営者個人の保証無しで締結した中小企業向けリース契約件数	85.8 万件	44.2 万件	41.6 万件
② 中小企業向けリース契約件数	125.4 万件	53.7 万件	71.7 万件
①/② 無保証比率	68.4%	82.2%	58.0%

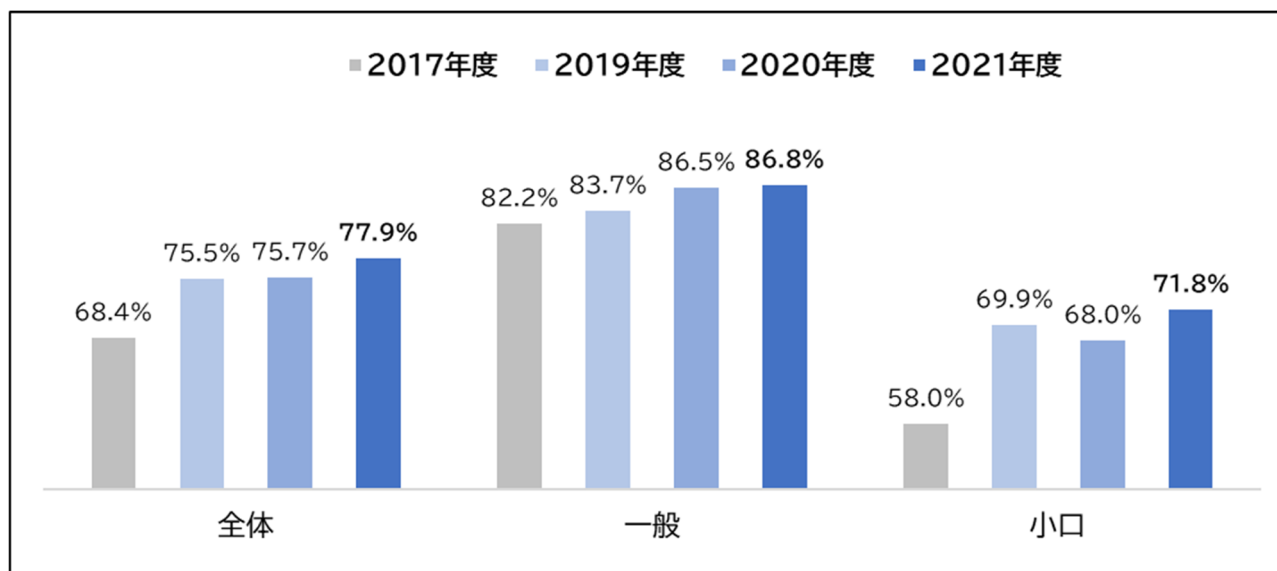
\* 中小企業：「資本金 1 億円以下の法人」または「個人事業者」

経営者：中小企業の代表者

リース契約：「所有権移転外ファイナンス・リース契約」及び「オペレーティング・リース契約」

小口リース：リース会社とサプライヤー（販売店）との間の業務提携により、サプライヤーの顧客を、リース会社に斡旋するとともに、当該サプライヤーがリース取引の申込みに係る事務手続きを行うリース契約

## 参考資料 2：中小企業向けのリース契約の無保証比率（推移）



\* 2017 年度は上記参考資料 1、2019 年度以降は、ガイドラインに基づく「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」活用状況調査結果

以上